

高知県警察本部訓令第20号

警察本部
警察署

高知県警察風俗営業等事務取扱規程を次のように定める。

平成28年 6 月 22 日

高知県警察本部長 上野 正史

【沿革】 平成29年 2 月 22 日 高知県警察本部訓令第 4 号
令和元年12月10日 高知県警察本部訓令第 3 号
令和 4 年 3 月 30 日 高知県警察本部訓令第19号
令和 5 年 7 月 11 日 高知県警察本部訓令第15号
令和 6 年12月10日 高知県警察本部訓令第18号

高知県警察風俗営業等事務取扱規程

高知県警察風俗営業等事務取扱規程（平成18年 4 月本部訓令第17号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 風俗営業（第 4 条－第20条）
- 第 3 章 店舗型性風俗特殊営業（第21条－第24条）
- 第 4 章 無店舗型性風俗特殊営業（第25条－第29条）
- 第 5 章 映像送信型性風俗特殊営業（第30条－第34条）
- 第 6 章 店舗型電話異性紹介営業（第35条－第38条）
- 第 7 章 無店舗型電話異性紹介営業（第39条－第42条）
- 第 8 章 特定遊興飲食店営業（第43条－第58条）
- 第 9 章 深夜における酒類提供飲食店営業（第59条・第60条）
- 第10章 行政処分（第61条・第62条）
- 第11章 雑則（第63条－第65条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第 1 号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60

年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年県条例第24号。以下「条例」という。）、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）及び部課長及び署長事務専決規程（昭和42年12月本部訓令第25号）の規定に基づき、風俗営業等の許可、承認等に係る署長の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第2条 風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の申請書、届出書等を受理したときは、当該申請書等の記載事項及び添付書類の内容を審査し、所定の事務処理を行った後、申請書、届出書等の写しを作成し、上部余白部分に当該処理結果を記載の上、添付書類の原本及び作成した台帳の写しを添えて本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る書類は、県本部において必要な事務処理を行った後、署において保管を要するものに限り返送するものとする。

（同時申請等の取扱い）

第3条 規則第1条第2項の規定により自署及び他署管内の営業所に係る同項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる許可申請書、相続承認申請書、合併承認申請書、分割承認申請書又は認定申請書を併せて受理したときは、第4条、第7条から第9条まで、第15条、第43条、第46条から第48条まで又は第54条に規定する各調査書により所定の事項（申請者に係る事項に限る。）を調査するものとし、他署管内の営業所に係る申請書及び調査書の各写しは、当該営業所の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

2 他署管内にある営業所に係る次の各号に掲げる書類を受理したときは、当該営業所の所在地を管轄する署長に当該書類の原本を送付しなければならない。

- (1) 規則第1条第2項第5号の規定による変更届出書
- (2) 規則第1条第2項第7号から第10号までの規定による廃止届出書又は変更届出書
- (3) 規則第23条第2項の規定による風俗営業の許可証に係る返納理由書又は規則第26条第3項において準用する規則第23条第2項の規定による特例風俗営業者の認定証に係る返納理由書
- (4) 規則第91条において準用する規則第23条第2項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証に係る返納理由書又は規則第94条第3項において準用する規則第23条第2項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証に係る返納

理由書

(5) 遊技機規則第1条第2項の規定による認定申請書

第2章 風俗営業

(風俗営業の許可)

第4条 法第5条第1項の規定による規則別記様式第1号の許可申請書（以下この条において「許可申請書」という。）を受理したときは、別記第1号様式の風俗営業許可申請に対する調査書（第5項において「風俗営業調査書」という。）により、法第4条に規定する許可の基準に該当しているか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、該当していないと認めたときは、法第5条第2項の規定による規則別記様式第3号の営業許可証（以下この章において「許可証」という。）を申請者に交付するとともに、法第2条第1項第1号から第3号までの風俗営業にあつては別記第2号様式、同項第4号の風俗営業にあつては別記第3号様式、同項第5号の風俗営業にあつては別記第4号様式の風俗営業許可台帳（以下この章において「風営台帳」という。）をそれぞれ作成し、保管しなければならない。

3 前項の許可に当たって、必要があると認めるときは、法第3条第2項の規定に基づく許可に対する条件を付さなければならない。

4 風営台帳には、第2条の規定により県本部から返送された許可申請書及び府令第1条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

5 第1項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は許可することができないときは、当該許可申請書の写しに風俗営業調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(許可条件の変更等の取扱い)

第5条 風俗営業の許可に対して、その後の事情により条件を新たに付し、又は変更したときは、その理由を記載した書類を添えて本部長に報告しなければならない。

(許可証の再交付)

第6条 法第5条第4項の規定による規則別記様式第5号の許可証再交付申請書（第45条において「許可証再交付申請書」という。）を受理したときは、風営台帳と照合の上、新たな許可証を申請者に交付しなければならない。

(相続の承認)

第7条 法第7条第1項の規定による規則別記様式第6号の相続承認申請書（以下「相続承認申請書」という。）を受理した場合においては、別記第5号様式の風俗営業相続承認申請に対する調査書（以下この章において「相続調査書」という。）により、法第7条第3項において準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第6号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は承認することができないときは、当該相続承認申請書の写しに相続調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（法人の合併の承認）

第8条 法第7条の2第1項の規定による規則別記様式第7号の合併承認申請書（以下「合併承認申請書」という。）を受理した場合においては、別記第7号様式の風俗営業合併・分割承認申請に対する調査書（以下この章において「合併・分割調査書」という。）により、法第7条の2第2項において読み替えて準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第8号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「相続承認申請書」とあるのは「合併承認申請書」と、「相続調査書」とあるのは「合併・分割調査書」と読み替えるものとする。

（法人の分割の承認）

第9条 法第7条の3第1項の規定による規則別記様式第8号の分割承認申請書（以下「分割承認申請書」という。）を受理した場合においては、合併・分割調査書により、法第7条の3第2項において読み替えて準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第9号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「相続承認申請書」とあるのは「分割承認申請書」と、「相続調査書」とあるのは「合併・分割調査書」と読み替えるものとする。

（許可証の書換え）

第10条 法第7条第5項（法第7条の2第3項又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。）又は第9条第4項の規定による規則別記様式第9号の許可証書換え申請書（第49条において「許可証書換え申請書」という。）を受理したときは、書換え事項、事由等を調査の上、許可証の記載内容を書き換えて

申請者に交付しなければならない。

（構造及び設備の変更承認）

第11条 法第9条第1項（法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定による規則別記様式第10号の変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を受理した場合においては、当該変更が規則第7条に規定する構造及び設備の技術上の基準（以下「構造及び設備の基準」という。）に適合しているか否か又は規則第8条に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否かを検査し、構造及び設備の基準に適合している又は遊技機の基準に該当していないと認めたときは、別記第10号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

2 前項の処理に当たっては、第4条第4項に規定する風営台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

3 第1項の規定による検査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は承認することができないときは、当該変更承認申請書の写しに検査結果を記載した書類等を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（変更の届出）

第12条 法第9条第3項第1号の規定による規則別記様式第11号の変更届出書を受理したときは、第4条第4項に規定する風営台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

2 前項の場合においては、変更事項が風俗営業所の管理者の変更であるときは法第24条第2項に、法人の役員の変更であるときは法第4条第1項第11号に該当する者であるか否かをそれぞれ調査し、該当する者であるときは、法第8条の規定に基づく許可の取消し若しくは法第24条第5項の規定に基づく管理者の解任勧告を上申し、又は営業者に必要な措置をとらせなければならない。

（構造及び設備の軽微な変更の届出）

第13条 法第9条第3項第2号（法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定による規則別記様式第11号の変更届出書を受理した場合においては、構造及び設備の基準に適合しているか否か又は遊技機の基準に該当しているか否かを検査し、構造及び設備の基準に適合していない又は遊技機の基準に該当していると認めたときは、営業者に必要な措置をとらせなければならない。

（許可証の返納）

第14条 法第10条第1項又は第3項の規定により許可証の返納を受けるときは、規則別記様式第12号の返納理由書（以下「返納理由書」という。）により受理

するとともに、風営台帳には返納年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（特例風俗営業者の認定）

第15条 法第10条の2第2項の規定による規則別記様式第13号の認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）を受理したときは、別記第11号様式の特例風俗営業者の認定申請に対する調査書（第4項において「認定調査書」という。）により、法第10条の2第1項各号のいずれにも該当する者であるか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、該当する者であると認めたときは、法第10条の2第3項の規定による規則別記様式第14号の認定証（以下この章において「認定証」という。）を申請者に交付するとともに、別記第12号様式の特例風俗営業者認定台帳（以下この章において「認定台帳」という。）に所定の事項を記載し、保管しなければならない。

3 府令第5条に規定する認定申請書の添付書類は、風営台帳に添付しておかなければならない。

4 第1項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は認定することができないときは、当該認定申請書の写しに認定調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（認定証の再交付）

第16条 法第10条の2第5項の規定による規則別記様式第15号の認定証再交付申請書（第55条において「認定証再交付申請書」という。）を受理したときは、認定台帳と照合の上、新たな認定証を申請者に交付しなければならない。

（認定証の返納）

第17条 法第10条の2第7項又は第9項の規定により認定証の返納を受けるときは、返納理由書により受理するとともに、認定台帳には返納年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（遊技機の認定）

第18条 法第20条第2項の規定による遊技機規則別記様式第1号の認定申請書（第3項において「認定申請書」という。）を受理したときは、当該申請に係る遊技機が遊技機規則第14条に規定する遊技機試験を受けているか否か又は法第20条第4項に規定する検定を受けた型式に属するものであるか否かを確認し、申請に係る遊技機が遊技機の基準に該当しないことを検査しなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、遊技機の基準に該当しないと認めた場合にお

いては、その旨を別記第13号様式の検査確認表（次項において「検査確認表」という。）により本部長に報告し、その後、県本部から遊技機規則第3条第2項の規定による遊技機規則別記様式第6号の認定通知書の送付を受けたときは、速やかに当該認定通知書を申請者に交付しなければならない。

- 3 第1項の規定による検査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は認定することができないときは、当該認定申請書の写しに検査確認表その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（管理者の解任勧告）

第19条 風俗営業所の管理者が法第24条第5項に該当する者であると認めたときは、別記第14号様式の管理者解任勧告上申書に疎明資料を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（管理者講習）

第20条 法第24条第6項の規定による風俗営業所の管理者に対する講習に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 店舗型性風俗特殊営業

（店舗型性風俗特殊営業の届出）

第21条 法第27条第1項の規定による規則別記様式第17号の店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（以下この条において「店舗型営業開始届出書」という。）を受理したときは、別記第15号様式の店舗型性風俗特殊営業等営業開始届出に対する調査書（以下「店舗型性風俗等調査書」という。）により、法第28条第1項又は第2項の規定に基づく営業禁止区域等（以下この条において「営業禁止区域等」という。）に該当するか否かを調査しなければならない。

- 2 前項の規定による調査の結果、営業禁止区域等に該当しないと認めたときは、法第27条第4項の規定による規則別記様式第21号の店舗型性風俗特殊営業届出確認書（以下「店舗型届出確認書」という。）を届出者に交付するとともに、別記第16号様式の店舗型性風俗特殊営業届出台帳（以下「店舗型性風俗台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。
- 3 店舗型性風俗台帳には、店舗型営業開始届出書の写し及び府令第9条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 第1項の規定による調査の結果、当該届出に関して疑義を生じたとき又は店舗型届出確認書を交付することができないときは、当該店舗型営業開始届出書の写しに店舗型性風俗等調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第22条 法第27条第2項の規定による規則別記様式第18号の廃止届出書を受理したときは、店舗型性風俗台帳に届出年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 法第27条第2項の規定による規則別記様式第19号の変更届出書を受理したときは、店舗型性風俗台帳に変更事項を記載するとともに、当該変更事項、事由等を調査の上、当該店舗型届出確認書の記載内容を書き換えて届出者に交付しなければならない。

3 前項の処理に当たっては、前条第3項に規定する店舗型性風俗台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

(店舗型届出確認書の再交付)

第23条 店舗型届出確認書の再交付のため、規則第45条の規定による規則別記様式第23号の届出確認書再交付申請書（以下「届出確認書再交付申請書」という。）を受理したときは、店舗型性風俗台帳と照合の上、新たな店舗型届出確認書を届出者に交付しなければならない。

(標章の取り除き)

第24条 法第31条第2項又は第3項の規定による規則別記様式第24号の標章除去申請書（以下「標章除去申請書」という。）を受理したときは、直ちに標章を取り除くとともに、別記第17号様式の標章除去報告書（以下「標章除去報告書」という。）により、速やかに本部長に報告しなければならない。

第4章 無店舗型性風俗特殊営業

(無店舗型性風俗特殊営業の届出)

第25条 法第31条の2第1項の規定による規則別記様式第25号の無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（以下この条において「無店舗型営業開始届出書」という。）を受理したときは、法第31条の2第1項第7号に規定する受付所を有する営業については、店舗型性風俗等調査書により、法第31条の3第2項において適用する法第28条第1項又は第2項の規定に基づく営業禁止区域等（以下この条において「営業禁止区域等」という。）に該当するか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、営業禁止区域等に該当しないと認めたとき及び受付所を有しない営業については、法第31条の2第4項の規定による規則別記様式第29号の無店舗型性風俗特殊営業届出確認書（以下「無店舗型届出確認書」という。）を届出者に交付するとともに、別記第18号様式の無店舗型性風俗特殊営業届出台帳（以下「無店舗型性風俗台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

- 3 無店舗型性風俗台帳には、無店舗型営業開始届出書の写し及び府令第12条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 第1項の規定による調査の結果、当該届出に関して疑義を生じたとき又は無店舗型届出確認書を交付することができないときは、当該無店舗型営業開始届出書の写しに店舗型性風俗等調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第26条 法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第26号の廃止届出書を受理したときは、無店舗型性風俗台帳に届出年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第27号の変更届出書を受理したときは、無店舗型性風俗台帳に変更事項を記載するとともに、当該変更事項、事由等を調査の上、当該無店舗型届出確認書の記載内容を書き換えて届出者に交付しなければならない。
- 3 前項の処理に当たっては、前条第3項に規定する無店舗型性風俗台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

(無店舗型届出確認書の再交付)

第27条 無店舗型届出確認書の再交付のため、規則第55条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書を受理したときは、無店舗型性風俗台帳と照合の上、新たな無店舗型届出確認書を届出者に交付しなければならない。

(違反広告物の除却)

第28条 法第31条の4第2項の規定に基づき無店舗型性風俗特殊営業における違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を職員に除却させたときは、別記第19号様式の違反広告物除却報告書（第42条において「違反広告物除却報告書」という。）により、速やかに本部長に報告しなければならない。

(標章の取り除き)

第29条 法第31条の5第3項において準用する法第31条第2項又は第3項の規定による標章除去申請書を受理したときは、直ちに標章を取り除くとともに、標章除去報告書により、速やかに本部長に報告しなければならない。

第5章 映像送信型性風俗特殊営業

(映像送信型性風俗特殊営業の届出)

第30条 法第31条の7第1項の規定による規則別記様式第31号の映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（次項において「映像送信型営業開始届出書」とい

う。)を受理したときは、法第31条の7第2項において読み替えて準用する法第31条の2第4項の規定による規則別記様式第33号の映像送信型性風俗特殊営業届出確認書(以下「映像送信型届出確認書」という。)を届出者に交付するとともに、別記第20号様式の映像送信型性風俗特殊営業届出台帳(以下「映像送信型性風俗台帳」という。)を作成し、保管しなければならない。

- 2 映像送信型性風俗台帳には、映像送信型営業開始届出書の写し及び府令第13条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第31条 法第31条の7第2項において読み替えて準用する法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第26号の廃止届出書を受理したときは、映像送信型性風俗台帳に届出年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 法第31条の7第2項において読み替えて準用する法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第27号の変更届出書を受理したときは、映像送信型性風俗台帳に変更事項を記載するとともに、当該変更事項、事由等を調査の上、当該映像送信型届出確認書の記載内容を書き換えて届出者に交付しなければならない。

- 3 前項の処理に当たっては、前条第2項に規定する映像送信型性風俗台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

(映像送信型届出確認書の再交付)

第32条 映像送信型届出確認書の再交付のため、規則第61条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書を受理したときは、映像送信型性風俗台帳と照合の上、新たな映像送信型届出確認書を届出者に交付しなければならない。

(自動公衆送信装置設置者に対する勧告)

第33条 法第31条の9第2項の規定に基づき自動公衆送信装置設置者に対して勧告する必要があると認めたときは、別記第21号様式の自動公衆送信装置設置者に対する勧告上申書に疎明資料を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

(年少者利用防止措置の命令)

第34条 法第31条の10の規定に基づき映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対して必要な措置をとるべきことを命ずる必要があると認めたときは、別記第22号様式の年少者利用防止措置命令上申書に疎明資料を添え、速やかに本部長に報

告しなければならない。

第6章 店舗型電話異性紹介営業

(店舗型電話異性紹介営業の届出)

第35条 法第31条の12第1項の規定による規則別記様式第34号の店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（以下「店舗型電話営業開始届出書」という。）を受理したときは、店舗型性風俗等調査書により、法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項又は第2項の規定に基づく営業禁止区域等（以下この条において「営業禁止区域等」という。）に該当するか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、営業禁止区域等に該当しないと認めたときは、法第31条の12第2項において読み替えて準用する法第27条第4項の規定による規則別記様式第36号の店舗型電話異性紹介営業届出確認書（以下「店舗型電話届出確認書」という。）を届出者に交付するとともに、別記第23号様式の店舗型電話異性紹介営業届出台帳（以下「店舗型電話台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

3 店舗型電話台帳には、店舗型電話営業開始届出書の写し及び府令第14条において読み替えて準用する府令第9条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

4 第1項の規定による調査の結果、当該届出に関して疑義を生じたとき又は店舗型電話届出確認書を交付することができないときは、当該店舗型電話営業開始届出書の写しに店舗型性風俗等調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第36条 法第31条の12第2項において読み替えて準用する法第27条第2項の規定による規則別記様式第18号の廃止届出書を受理したときは、店舗型電話台帳に届出年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 法第31条の12第2項において読み替えて準用する法第27条第2項の規定による規則別記様式第19号の変更届出書を受理したときは、店舗型電話台帳に変更事項を記載するとともに、当該変更事項、事由等を調査の上、当該店舗型電話届出確認書の記載内容を書き換えて届出者に交付しなければならない。

3 前項の処理に当たっては、前条第3項に規定する店舗型電話台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

(店舗型電話届出確認書の再交付)

第37条 店舗型電話届出確認書の再交付のため、規則第66条第2項において準用

する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書を受理したときは、店舗型電話台帳と照合の上、新たな店舗型電話届出確認書を届出者に交付しなければならない。

(標章の取り除き)

第38条 法第31条の16第2項又は第3項の規定による標章除去申請書を受理したときは、直ちに標章を取り除くとともに、標章除去報告書により、速やかに本部長に報告しなければならない。

第7章 無店舗型電話異性紹介営業

(無店舗型電話異性紹介営業の届出)

第39条 法第31条の17第1項の規定による規則別記様式第37号の無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書(次項において「無店舗型電話営業開始届出書」という。)を受理したときは、法第31条の17第2項において読み替えて準用する法第31条の2第4項の規定による規則別記様式第39号の無店舗型電話異性紹介営業届出確認書(以下「無店舗型電話届出確認書」という。)を届出者に交付するとともに、別記第24号様式の無店舗型電話異性紹介営業届出台帳(以下「無店舗型電話台帳」という。)を作成し、保管しなければならない。

2 無店舗型電話台帳には、無店舗型電話営業開始届出書の写し及び府令第16条において読み替えて準用する府令第13条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第40条 法第31条の17第2項において読み替えて準用する法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第26号の廃止届出書を受理したときは、無店舗型電話台帳に届出年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 法第31条の17第2項において読み替えて準用する法第31条の2第2項の規定による規則別記様式第27号の変更届出書を受理したときは、無店舗型電話台帳に変更事項を記載するとともに、当該変更事項、事由等を調査の上、当該無店舗型電話届出確認書の記載内容を書き換えて届出者に交付しなければならない。

3 前項の処理に当たっては、前条第2項に規定する無店舗型電話台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

(無店舗型電話届出確認書の再交付)

第41条 無店舗型電話届出確認書の再交付のため、規則第72条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書を受理したときは、無

店舗型電話台帳と照合の上、新たな無店舗型電話届出確認書を届出者に交付しなければならない。

(違反広告物の除却)

第42条 法第31条の19第2項の規定に基づき無店舗型電話異性紹介営業における違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を職員に除却させたときは、違反広告物除却報告書により、速やかに本部長に報告しなければならない。

第8章 特定遊興飲食店営業

(特定遊興飲食店営業の許可)

第43条 法第31条の23において準用する法第5条第1項の規定による規則別記様式第40号の許可申請書（以下この条において「許可申請書」という。）を受理したときは、別記第25号様式の特定遊興飲食店営業許可申請に対する調査書（第5項において「特定遊興飲食店営業調査書」という。）により、法第31条の23において準用する法第4条に規定する許可の基準に該当しているか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、該当していないと認めたときは、法第31条の23において準用する法第5条第2項の規定による規則別記様式第42号の特定遊興飲食店営業許可証（以下この章において「許可証」という。）を申請者に交付するとともに、別記第26号様式の特定遊興飲食店営業許可台帳（以下この章において「特定遊興台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

3 前項の許可に当たって、必要があると認めるときは、法第31条の23において準用する法第3条第2項の規定に基づく許可に対する条件を付さなければならない。

4 特定遊興台帳には、第2条の規定により県本部から返送された許可申請書及び府令第17条において準用する府令第1条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

5 第1項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は許可することができないときは、当該許可申請書の写しに特定遊興飲食店営業調査書その他関係書類を添えとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(許可条件の変更等の取扱い)

第44条 特定遊興飲食店営業の許可に対して、その後の事情により条件を新たに付し、又は変更したときは、その理由を記載した書類を添えて本部長に報告しなければならない。

(許可証の再交付)

第45条 法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定による許可証再交付申請書を受理したときは、特定遊興台帳と照合の上、新たな許可証を申請者に交付しなければならない。

(相続の承認)

第46条 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定による相続承認申請書を受理した場合においては、別記第27号様式の特定遊興飲食店営業相続承認申請に対する調査書（以下この章において「相続調査書」という。）により、法第31条の23において準用する法第7条第3項の規定において準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第28号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は承認することができないときは、当該相続承認申請書の写しに相続調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(法人の合併の承認)

第47条 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定による合併承認申請書を受理した場合においては、別記第29号様式の特定遊興飲食店営業合併・分割承認申請に対する調査書（以下この章において「合併・分割調査書」という。）により、法第31条の23において準用する法第7条の2第2項の規定において準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第30号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「相続承認申請書」とあるのは「合併承認申請書」と、「相続調査書」とあるのは「合併・分割調査書」と読み替えるものとする。

(法人の分割の承認)

第48条 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定による分割承認申請書を受理した場合においては、合併・分割調査書により、法第31条の23において準用する法第7条の3第2項の規定において準用する法第4条第1項に規定する基準に該当しているか否かを調査し、該当していないと認めたときは、別記第31号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 第46条第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「相続承認申請書」とあるのは「分割承認申請書」と、「相続調査書」とあるのは「合併・分割調査書」と読み替えるものとする。

(許可証の書換え)

第49条 法第31条の23において準用する法第7条第5項（法第7条の2第3項又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。）又は第9条第4項の規定による許可証書換え申請書を受理したときは、書換え事項、事由等を調査の上、当該許可証の記載内容を書き換えて申請者に交付しなければならない。

(構造及び設備の変更承認)

第50条 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定による変更承認申請書を受理した場合においては、当該変更が構造及び設備の基準に適合しているか否かを検査し、適合していると認めたときは、別記第32号様式の承認通知書を申請者に交付しなければならない。

2 前項の処理に当たっては、第43条第4項に規定する特定遊興台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

3 第1項の規定による検査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は承認することができないときは、当該変更承認申請書の写しに検査結果を記載した書類等を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第51条 法第31条の23において準用する法第9条第3項第1号の規定による規則別記様式第11号の変更届出書を受理したときは、第43条第4項に規定する特定遊興台帳の添付書類のうち変更に係るものを差し替えておかなければならない。

2 前項の場合において、変更事項が特定遊興飲食店営業所の管理者の変更であるときは法第31条の23において準用する法第24条第2項に、法人の役員の変更であるときは法第31条の23において準用する法第4条第1項第11号に該当する者であるか否かをそれぞれ調査し、該当する者であるときは、法第31条の23において準用する法第8条の規定に基づく許可の取消し若しくは法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定に基づく管理者の解任勧告を上申し、又は営業者に必要な措置をとらせなければならない。

(構造及び設備の軽微な変更の届出)

第52条 法第31条の23において準用する法第9条第3項第2号の規定による規則別記様式第11号の変更届出書を受理した場合においては、構造及び設備の基準に適合しているか否かを検査し、適合していないと認めたときは、営業者に必要な措置をとらせなければならない。

(許可証の返納)

第53条 法第31条の23において準用する法第10条第1項又は第3項の規定により

許可証の返納を受けるときは、返納理由書により受理するとともに、特定遊興台帳には返納年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（特例特定遊興飲食店営業者の認定）

第54条 法第31条の23において準用する法第10条の2第2項の規定による規則別記様式第44号の認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）を受理したときは、別記第33号様式の特例特定遊興飲食店営業者の認定申請に対する調査書（第4項において「認定調査書」という。）により、法第31条の23において準用する法第10条の2第1項各号のいずれにも該当する者であるか否かを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、該当する者であると認めたときは、法第31条の23において準用する法第10条の2第3項の規定による規則別記様式第45号の認定証（以下この章において「認定証」という。）を申請者に交付するとともに、別記第34号様式の特例特定遊興飲食店営業者認定台帳（以下この章において「認定台帳」という。）に所定の事項を記載し、保管しなければならない。

3 府令第21条において準用する府令第5条に規定する認定申請書の添付書類は、特定遊興台帳に添付しておかなければならない。

4 第1項の規定による調査の結果、当該申請に関して疑義を生じたとき又は認定することができないときは、当該認定申請書の写しに認定調査書その他関係書類を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

（認定証の再交付）

第55条 法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定による認定証再交付申請書を受理したときは、認定台帳と照合の上、新たな認定証を申請者に交付しなければならない。

（認定証の返納）

第56条 法第31条の23において準用する法第10条の2第7項又は第9項の規定により認定証の返納を受けるときは、返納理由書により受理するとともに、認定台帳には返納年月日等を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（管理者の解任勧告）

第57条 特定遊興飲食店営業所の管理者が法第31条の23において準用する法第24条第5項に該当する者であると認めたときは、別記第35号様式の管理者解任勧告上申書に疎明資料を添えるとともに、意見を付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(管理者講習)

第58条 法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定による特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 深夜における酒類提供飲食店営業

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第59条 法第33条第1項の規定による規則別記様式第47号の深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（次項において「深夜酒類営業開始届出書」という。）を受理したときは、別記第36号様式の深夜における酒類提供飲食店営業届出台帳（以下「深夜酒類台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

- 2 深夜酒類台帳には、深夜酒類営業開始届出書の写し及び府令第24条に規定する書類を添付しておくとともに、記載事項に変更等があったときは、その都度、必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第60条 法第33条第2項の規定による規則別記様式第18号の廃止届出書又は規則別記様式第19号の変更届出書を受理したときは、深夜酒類台帳に廃止又は変更事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の場合において、前条第2項に規定する深夜酒類台帳の添付書類についての変更があったときは、当該変更に係る添付書類を差し替えておかなければならない。

第10章 行政処分

(指示)

第61条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項の規定に基づき、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業者及び接客業務受託営業を営む者に対し指示をする必要があると認めたときは、別記第37号様式の指示上申書に疎明資料を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

(取消し、廃止及び停止)

第62条 法第8条、第10条の2第6項、第26条、第30条、第31条の5、第31条の15、第31条の20、第31条の23において準用する法第8条若しくは第10条の2第6項、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項の規定に基づき、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可若しくは特例風俗営業者若しくは特例特定遊興飲食店営業者の認定を取り消し、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じ、又は風俗営業、店舗

型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業若しくは接客業務受託営業の営業の停止を命ずる必要があると認めたときは、別記第38号様式の行政処分上申書に疎明資料を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。

第11章 雑則

(報告資料の提出要求)

第63条 法第37条第1項の規定に基づき、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対して業務に関する報告又は資料の提出を求めるときは、別記第39号様式の報告資料提出要求書を交付して行わなければならない。

2 前項の報告又は資料の提出を要求したときは、別記第40号様式の報告資料提出要求報告書により、速やかに本部長に報告しなければならない。

(風俗営業者の団体等の届出)

第64条 法第44条の規定による風俗営業者の団体等の届出を受理したときは、届出書の写しを添え、本部長に報告しなければならない。

(許可等の状況報告)

第65条 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、性風俗関連特殊営業の届出等に関する状況について、各月ごとに別記第41号様式の風俗営業等許可等報告書にまとめ、翌月10日までに本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年12月12日から施行する。